

監査結果に係る措置通知書

環境局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1)処理施設に搬入された一般廃棄物の処分に係る処理手数料について</p> <p>処理施設に搬入される一般廃棄物の処分に係る処理手数料（以下「手数料」という。）は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年仙台市条例第5号）に基づき、市長が指定する処理施設に自ら搬入するときは100キログラム又はその端数ごと850円を徴収していた。しかし、手数料の額の算定について、1回ごとの搬入量に応じて端数処理をしている事例と1月の搬入量の合計により端数処理をしている事例とがみられた。</p> <p>手数料の額について、算定の方法によって著しい不均衡が生じているので、是正されたい。</p>	<p>平成29年3月に仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正を行い、平成30年4月1日以後に市長が指定する処理施設に自ら搬入する一般廃棄物の処分に係る処理手数料について、100キログラムまでは1,500円とする一方、100キログラムを超える部分につき10キログラム又はその端数ごとに150円を徴収するよう手数料の額を改定したことから、算定方法の違いにより生じる手数料の額に係る著しい不均衡は是正された。</p>